

資料 1

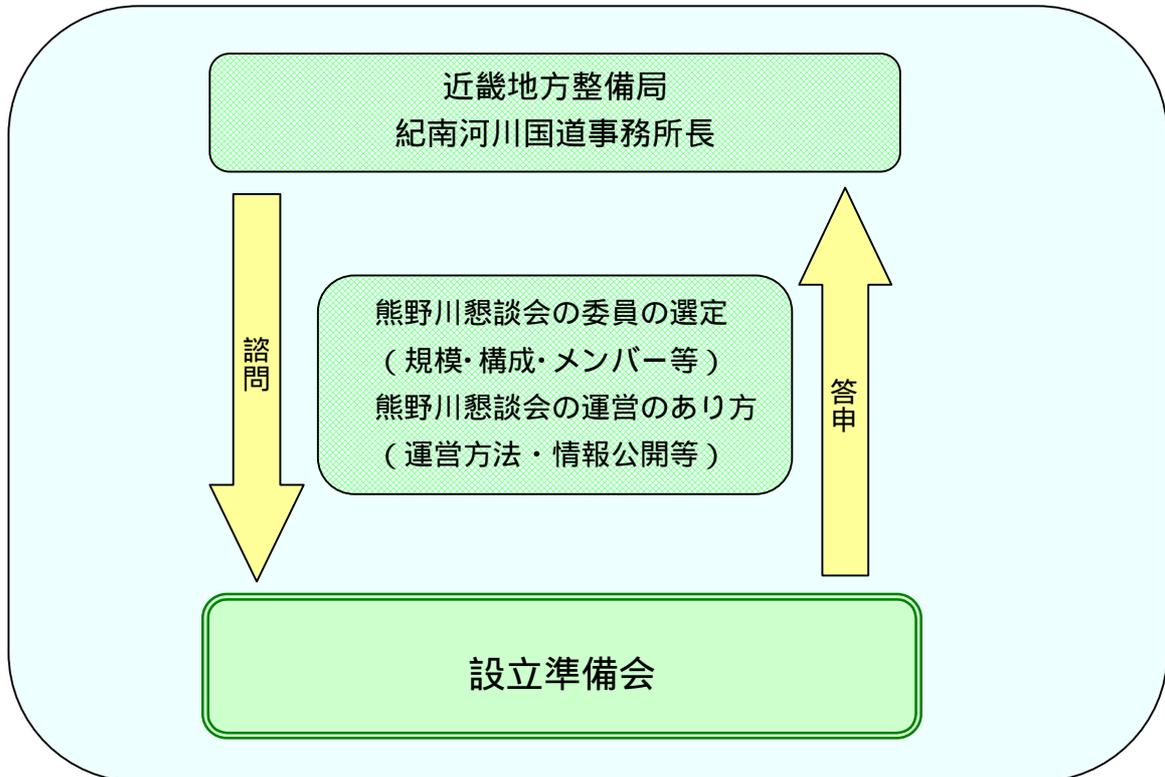
第1回

熊野川懇談会設立準備会

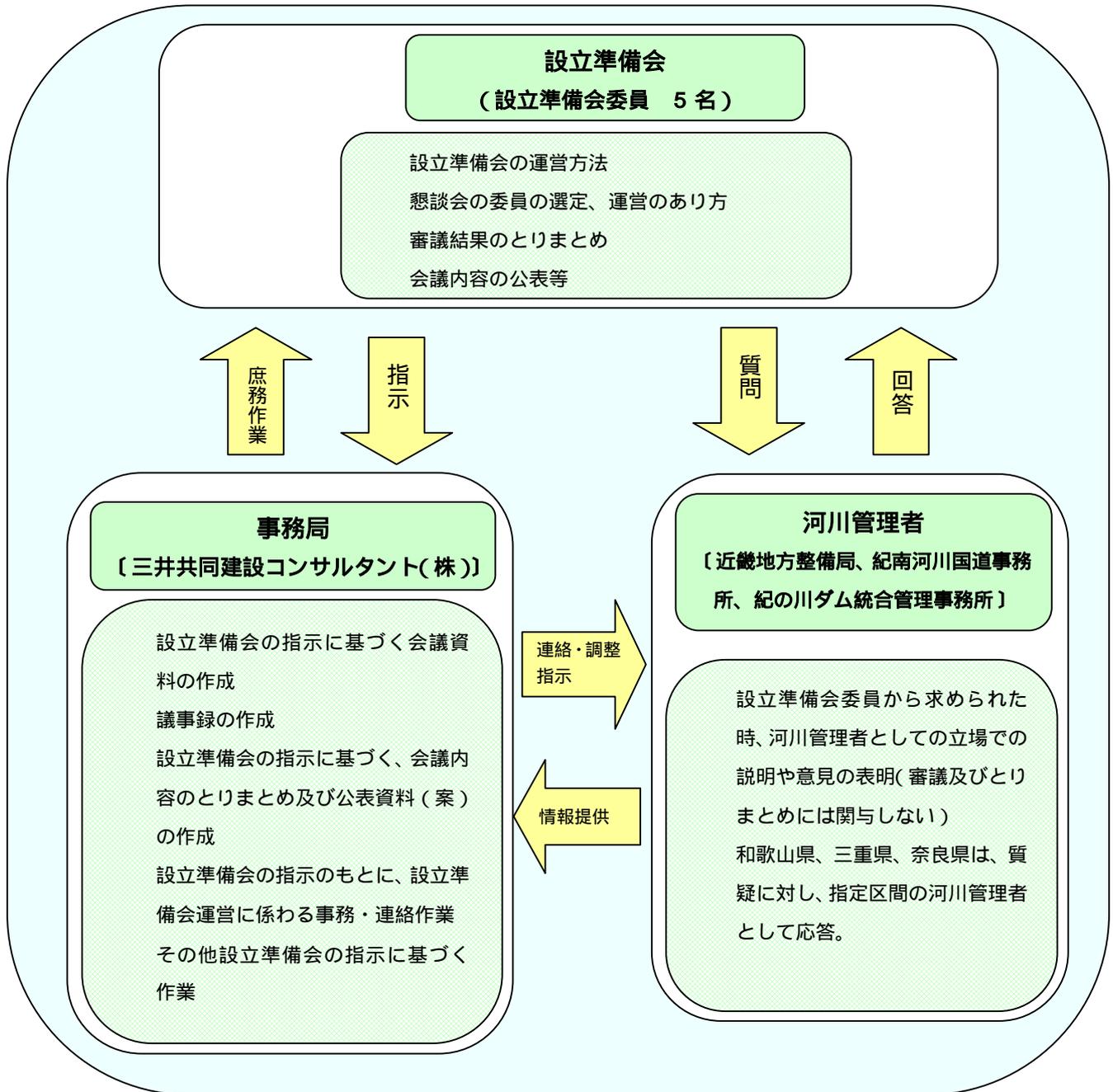
設立準備会の目的・位置づけについて

## 設立準備会の目的および構成

### 設立準備会の役割



## 設立準備会の構成



## 事務局の運営（準備作業）

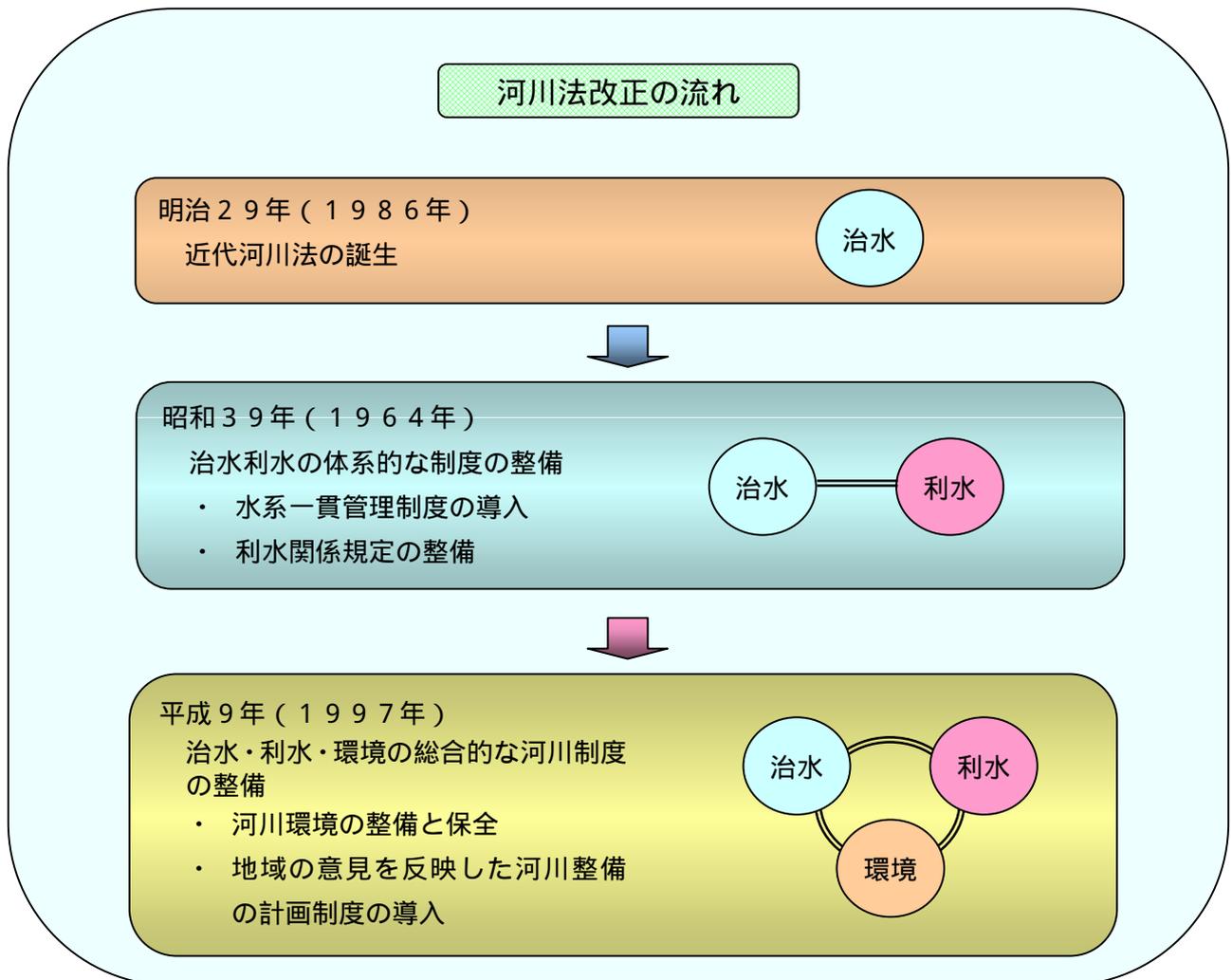
事務局は設立準備会開催にあたり以下の方針で準備を進めました。次回以降は、設立準備会の指示に従い庶務を行います。

設立準備会事務局は、三井共同建設コンサルタント(株)に置きます。

第1回設立準備会の広報として、紀南河川国道事務所のホームページへの掲載、紀南新聞、南紀州新聞での広告、市役所・役場等へのパンフレットの配布、記者クラブへの記事投稿を行いました。

## 設立準備会の位置づけ

### 河川法改正の流れと河川整備計画



### 河川整備基本方針・河川整備計画の位置づけ

#### 河川整備基本方針

河川整備基本方針は、具体的事業の取り扱いを定める河川整備計画の前提となるものであり、同時に、河川環境や維持管理等に対する河川の長期的な方向性を明らかにするものであり、社会資本整備審議会の意見を聴いて策定します。

#### 河川整備計画

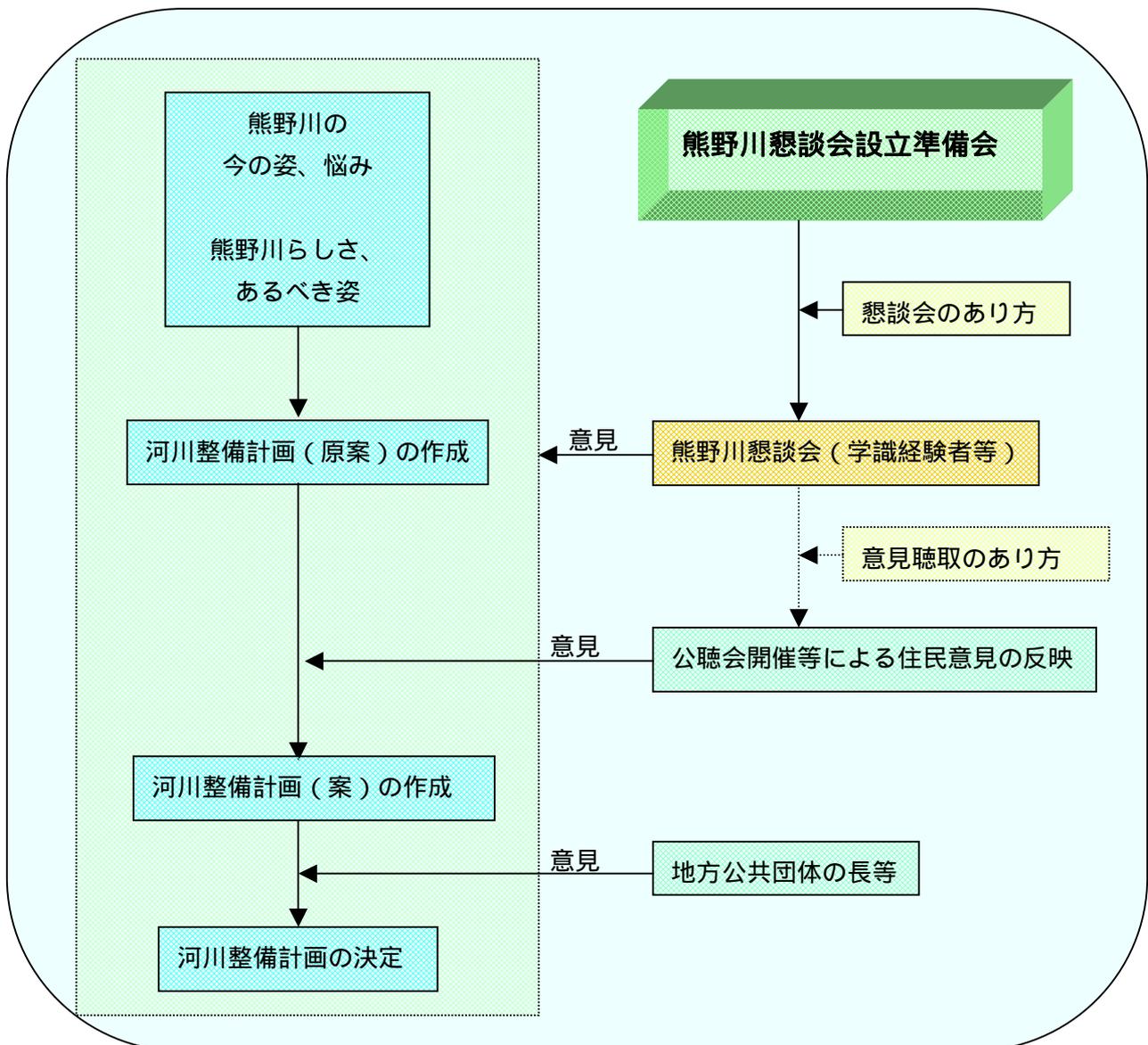
河川整備計画においては、河川整備基本方針に即し、新たな事業や大規模な事業等の段階的・中期的な河川整備の内容を河川整備計画に位置づけることとなっており、学識経験者や地域住民等の意見を聴いて策定します。

## 設立準備会の目的

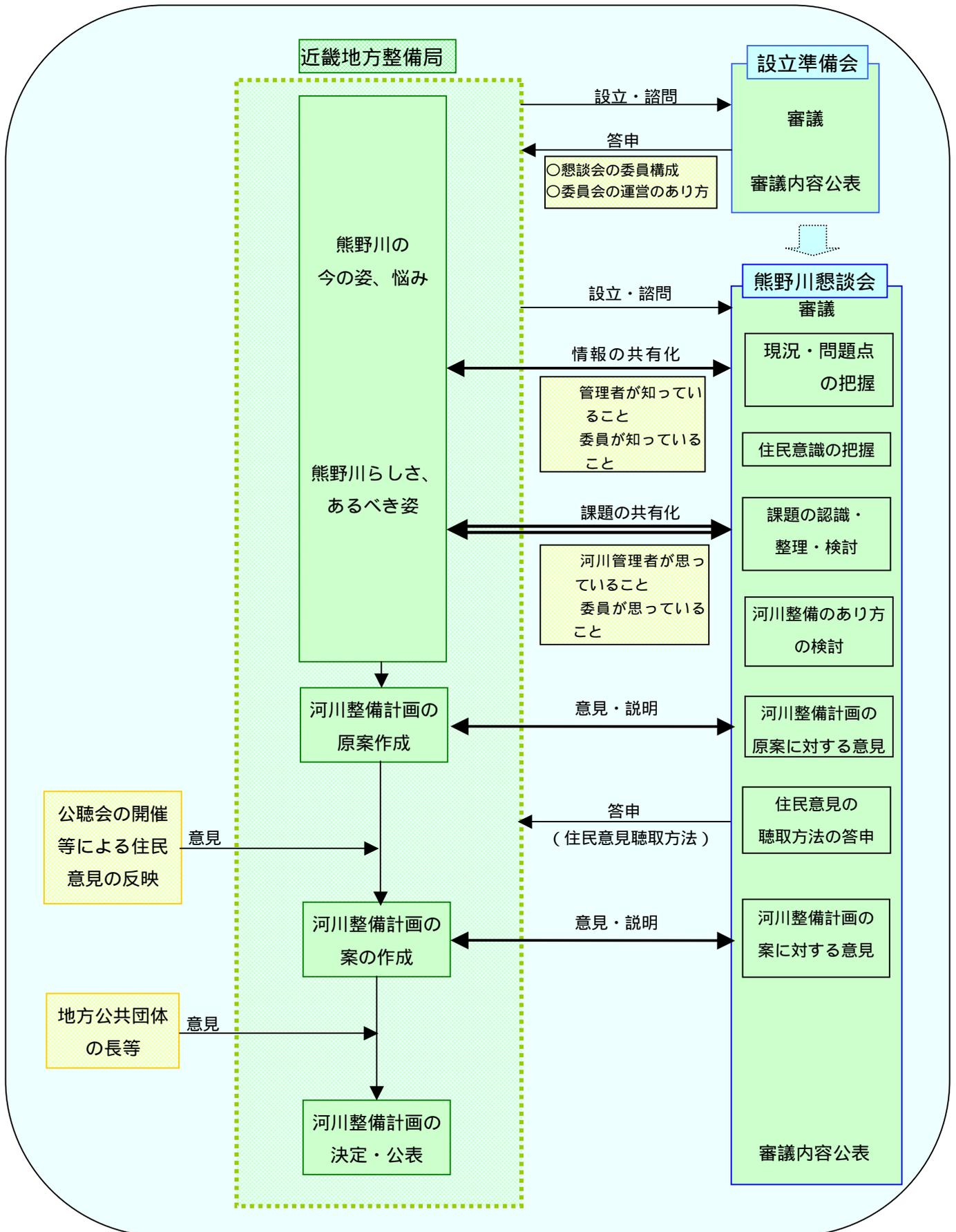
### 熊野川懇談会設立準備会の目的

近畿地方整備局紀南河川国道事務所においては、国土交通省で管理する熊野川・相野谷川・市田川（延長12.7km区間）の今後20～30年の整備内容を計画する「河川整備計画」を策定するため、熊野川懇談会を設置する予定となりました。熊野川懇談会は、熊野川らしさとは何かを考えながら、河川空間の整備と保全を求める地域の声に耳を傾け、また、河川の特長や地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するために、主に学識経験者で構成される会議です。今回、熊野川懇談会に先立ち、透明性・中立性の確保並びに、同懇談会の構成委員や運営方法等について議論して頂くために、熊野川懇談会設立準備会を開催致します。

## 河川整備計画策定までの流れと設立準備会の位置づけ



### 河川整備計画策定までの進め方



## 関係法令（河川整備計画）

### 河川法 第16条の2

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。